

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画
の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設における
東京電力の統括管理）
に係る審査について

令和4年9月28日

原子力規制委員会

1. 実施計画の変更認可申請

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 64 条の 3 第 2 項の規定に基づき、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（令和 4 年 7 月 22 日付け変更認可。以下「実施計画」という。）について、令和 4 年 7 月 25 日付け廃炉発官 R4 第 75 号をもって、放射性物質分析・研究施設における東京電力の統括管理に係る実施計画の変更認可申請書（以下「変更認可申請」という。）の提出があった。

2. 変更認可申請の内容

福島第一原子力発電所で発生する瓦礫等の性状の把握に資する分析・試験を行う施設である放射性物質分析・研究施設^{※1}については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）が運営し分析・試験を実施する。

東京電力は、当該施設を特定原子力施設の一部として、保安に関する統括管理を行う。

※1：平成 29 年 3 月 7 日に設置を認可した第 1 棟及び現在設置について審査中の第 2 棟を指す。

3. 審査の視点

原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）は、変更認可申請について、「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」（平成 24 年 11 月 7 日原子力規制委員会決定。以下「措置を講ずべき事項」という。）のうち、「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たし、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分であるかどうか^{※2}について、審査を行った。

※2：原子炉等規制法第 64 条の 3 第 3 項

原子力規制委員会は、実施計画が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物若しくは原子炉による災害の防止上十分でないとき、又は特定核燃料物質の防護上十分でないときは、前二項の認可をしてはならない。

4. 審査内容

措置を講ずべき事項のうち、「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」では、運転管理、保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、緊急時の措置、敷地内外の環境放射線モニタリング等適切な措置を講ずることにより、「Ⅱ. 設計、設備について措置を講ずべき事項」の適切かつ確実な実施を確保し、かつ、作業員及び敷地内外の安全を確保することとしている。

変更認可申請は、放射性物質分析・研究施設について、福島第一原子力発電所で発生する瓦礫等の性状を把握することにより廃棄物を安全に処理・処分するための研究開発を目的に JAEA が運営し分析・試験を行う一方、保安管理は、原子炉等規制法第 64 条の 2 に基づく特定原子力施設として、東京電力の統括管理のもと JAEA が実施するとしている。

具体的には、東京電力が実施計画を遵守するために必要な要求事項を JAEA に示し、

JAEAは要求事項を満足するための具体的な管理手順を定めて運用する、緊急時の役割分担及び連絡体制をあらかじめ明確にして緊急事態の拡大防止・収束に努める、また東京電力はJAEAによる保安活動を管理手順の確認や運用状況の定期的な確認、不適合管理の確認等を通じて管理・監督するとしている。

規制委員会は、東京電力とJAEAとの間で定められている放射性物質分析・研究施設の設置及び運用に関する基本的な協力についての覚書において、特定原子力施設として東京電力の統括管理の下でJAEAが保安活動を実施することが明確に定められていること、また保安活動について両者が実施する事項が取決め書に定められていることを確認した。

さらに具体的には、当該覚書及び取決め書に基づき、東京電力が実施計画を遵守するために必要な要求事項を「分析・研究施設統括管理マニュアル」に定め、JAEAが当該東京電力マニュアルに従い運転管理や緊急時の措置等の項目毎に具体的な管理手順についてマニュアルを定めていることを確認した。

以上のことから、措置を講ずべき事項「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たしていると認める。

5. 審査結果

変更認可申請は、措置を講ずべき事項を満たしており、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分なものであると認められる。

以 上